

**令和 3 年度**  
**先端医療機器アクセラレーションプロジェクト**  
**【募集要項】**

**令和 3 年 5 月**

**(事業説明会)**

事業説明会を以下の日程で開催します。

参加希望の方は事前にホームページからお申し込みください。

- 1) 6月 4日 (金) 17:00～18:30 (オンライン開催)
- 2) 7月 7日 (水) 15:00～16:30 (オンライン開催)
- 3) 7月 16日 (金) 10:00～11:30 (オンライン開催)
- 4) 7月 29日 (木) 17:00～18:30 (オンライン開催)

**(応募書類提出期間)**

令和3年8月13日(金)～8月20日(金) 17時必着

**(応募書類提出方法)**

詳細はP7「6. 応募書類の作成及び提出について」をご覧ください。

1. 紙媒体 (6種類: 正1部、副2部)

- ・8月13日(金)～8月20日(金) 17時必着
- ・配達が可能である方法(特定記録等)で郵送してください。
- ・持参による受付はできません。

2. 電子媒体 (1種類)

- ・8月13日(金)～8月20日(金) 17時まで
- ・様式を本プロジェクトホームページよりダウンロードし、必要事項を記載のうえアップロードしてください。

**(応募書類提出先及び問い合わせ先)**

先端医療機器アクセラレーションプロジェクト事務局

(運営受託事業者)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル18階

日本コンベンションサービス株式会社

先端医療機器アクセラレーションプロジェクト担当

TEL: 03-3500-5936 E-Mail: info@amdap.tokyo

## 1. 事業の背景・目的

医療機器産業は、国内のみならず世界的に見ても将来にわたり持続的な成長が見込まれています。しかしながら、その市場構造に目を向けると、診断機器などの一部には国内メーカーに一定の強みがあるものの、金額ベースで半分を占め、より高い成長が予想される治療機器において、欧米を中心とした海外メーカーからの輸入比率が高く、我が国が得意とする信頼性の高いものづくりが活かされているとは言えません。

一方、都内には臨床評価、法規制、医療保険制度に加えて、ビジネスや金融等の専門人材が集積しており、医療機器開発を行う上での高いポテンシャルが存在します。

本プロジェクトでは欧米メーカーに対して劣勢にある医療機器産業において、開発マインドの高いベンチャー・中小企業のビジネスプランに対し、都内に集積する各分野の専門家による指導・助言を行い、医療の発展に貢献する医療機器の開発・事業化に向けた集中支援を行います。なお、最も優れたビジネスプランに対しては、治験費用を含めた研究開発補助（1期あたり最長3年・上限3億円・補助率2／3以内を最長2期まで（最長6年・最大6億円・補助率2／3以内）を行います。

これらの取り組みを通じて、高度管理医療機器等先端医療機器（以下「先端医療機器」という。）開発のモデルケースを創出し、後続の優れた企業の参入を促進するといった好循環を構築することで都内医療機器産業の活性化を図ることを目的としています。

## 2. 本事業のスキーム

先端医療機器アクセラレーションプロジェクトのスキームは次のとおりです。

### (1) 先端医療機器ビジネスプランの募集

本プロジェクトでは、先端医療機器に関する優れたビジネスプランを有するベンチャー・中小企業を募集し、最大3件の採択を行います。

\*先端医療機器としては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」の医療機器（動物用を除く）が対象となります。

\*ビジネスプランには、マーケット、技術開発、法規制、知財、体制整備（開発時、販売時）等に関する計画が含まれます。事業化の時期は本事業採択後から、おおむね10年以内とします。

### (2) ビジネスプランのブラッシュアップに関する集中支援【カタライザー及び専門家による支援】

採択された事業者に対し、先端医療機器に関するビジネスプランのブラッシュアップに関する集中支援を3年間にわたり行います。

集中支援にあたっては、医療機器産業の業界事情や法規制に精通し関係機関に幅広いネットワークを有する人材（以下「カタライザー」という）が、採択された事業者ごとに1名配置されます。担当カタライザーが中心となり、さらに各分野の専門家と連携することで、先端医療機器開発に向けた市場探索、資金調達、類似競合製品のクリアランス調査、製品デザイン・コンセプト設計、試作機開発、量産試作、非臨床試験、臨床評価、薬事戦略、知的財産戦略、販売・物流戦略、事業組織の構築などに関する専門的な助言を行います。

また、東京都医工連携HUB機構、公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターと連携することで支援効果の最大化を図ります。

### (3) 補助事業による支援

支援開始から1年6か月経過後（令和5年3月頃予定）に、最も優れたビジネスプランを有する事業者を選定し、治験費用も対象となる補助金による開発支援を行います。ただし、審査会において一定以上の評価を得たものに限りです。

1期あたり、最長3年・上限3億円・補助率2/3以内の補助を行います。あらかじめ設定されたマイルストーンを達成し、審査を経てさらに最長3年・上限3億円・補助率2/3以内の支援補助が受けられます。本事業に引き続く開発補助金の採択にあたっては、次項の3.応募資格をご覧ください。

### (4) 医療機器等開発着手支援助成事業との連携について

ビジネスプランのブラッシュアップに関する集中支援に平行して、本スキームでは医療機器等開発着手支援助成事業と連携し、医療機器等の開発初期段階における構想等の事前検証・初期試作の経費に関して支援を受けることができます。ただし、本助成事業には対象要件があり審査を経て助成事業者を決定するもので助成金の採択を約束するものではありません。

(参考)

公益財団法人東京都中小企業振興公社 医療機器等開発着手支援助成事業

URL：<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/medical/index.html>



### 3. 応募資格

#### (1) 次に該当する中小企業者（会社及び個人事業者）

中小企業基本法第2条第1項に規定されている以下に該当するもの、かつ、一つの大企業<sup>※1</sup>が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していないもの（ただし、所有する株式が議決権制限株式の場合を除く）

表 1. 中小企業者として規定されている業種と資本金及び従業員

業種	資本金及び従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下 又は 300人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下

大企業<sup>※1</sup>が実質的に経営に参画<sup>※2</sup>している中小企業者の場合、中小企業支援の観点から本事業に引き続き開発補助金採択の優先度が低くなる場合があります。

※1 大企業とは、前記に該当する中小企業者以外で事業を営むものをいう。ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合は除く。

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資している場合（ただし、所有する株式が議決権制限株式の場合を除く）

・役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務している場合

・その他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

[例 投資契約等で大企業が拒否権や役員の選任権等を有する、など]

#### (2) 次のアまたはイのいずれかに該当するものであること。

ア 本事業において開発予定の医療機器に応じた製造販売業許可を取得している者

イ 本事業において開発予定の医療機器に応じた製造販売業許可を補助事業終了時までに取り得ることを計画している者

#### (3) 次のアからウまでのいずれかに該当し、本補助金を活用して引き続き都内で事業活動を継続する予定である者。

ア 都内に主たる事業所を有し事業活動を行っている者

イ 都内で新たに主たる事業所を開設し事業活動を行うことを具体的に計画している者

ウ 都内での創業を具体的に計画している者

#### (4) 実質的<sup>※3</sup>に都内で事業を行っている者で、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又は都内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもの）により都内所在地等が確認できること。

※3 実質的に都内で事業が営まれていることとは、単に登記があり、都税事務所に届け出がされているだけでなく、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断し、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が実質的に営まれていることを指します。

(5) 次のアからケまでの全てを満たすこと

ア 事業税等を滞納していないこと

イ 都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと

ウ 過去に国、地方公共団体、区市町村、またはそれらが設立した外郭団体等から補助を受け、不正等の事故を起こしていないこと

エ 民事再生法または会社更生法による申立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと

オ 個人事業者にあつては事業主が破産手続開始決定を受けて復権を経していない者でないこと

カ 補助事業の実施にあたり必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること

キ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者または遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切ではないと判断される者ではないこと

ク その他、都の支援対象として適切ではないと判断する者ではないこと

## 4. 審査

### (1) 審査方法

申請書類に基づき一次審査（書類審査）を行います。

一次審査の結果は9月10日（金）前後に全事業者に連絡いたします。

一次審査を通過した申請者に対して、二次審査（ヒアリング審査）を行います。

二次審査の日程は9月17日（金）を予定しています。

なお、審査結果に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

### (2) 審査の視点

#### ① 資格審査

応募資格を有しているか。

#### ② 経営審査

事業を遂行するための十分な経営体力があるか。または経営体力が見込めるか。

#### ③ ビジネスプラン審査

下記の評価項目によりビジネスプランを審査します。

表 2. ビジネスプランの審査項目

	審査項目	審査の観点
1	医療現場のニーズ、医療機器等開発コンセプト、マーケット	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医療現場のニーズは明確かつ妥当か</li><li>・ 医療機器等の開発コンセプト（デバイスの構造及び作用機序）は明確かつ妥当か</li><li>・ 顧客・マーケット設定は明確かつ妥当か</li><li>・ 臨床現場や医療経済に大きなインパクトをもたらすか</li></ul>
2	技術的優位性及び実現可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 他者と差別化でき市場競争力を確保できる技術が核とされているか</li><li>・ 主たる要素技術に関する実績は十分か</li><li>・ 知的財産に関する著しい問題はないか</li><li>・ 技術開発計画は明確かつ妥当で、実現可能か</li></ul>
3	法規制対応と事業化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法規制対応に関する認識は妥当か（一般的名称・クラス分類、治験要否、承認区分、保険収載等）</li><li>・ 法規制対応から事業化に至る計画は明確かつ妥当で、実現可能か</li></ul>
4	実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本事業における医療機器開発の事業化に必要な連携体制を構築できるか</li><li>・ 技術開発のための体制は十分か</li></ul>
5	集中支援の必要性、有効性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 総合的に見て、カタライザー・専門家による集中支援を必要とし、かつ、集中支援が有効か</li></ul>
6	事業趣旨との整合性等、総合的な評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業趣旨と合致しているか、整合性は高いか</li><li>・ 東京都のベンチャー・中小企業政策に整合するか</li><li>・ 後続の優れた企業の参入を促進するといった好循環を構築するモデル的な取り組みであるか</li></ul>

## 5. スケジュール（予定）

表 3. スケジュール

プロセス	時期（令和3年）
募集期間	5月17日（月）～8月20日（金）
応募書類提出期間（郵送）	8月13日（金）～8月20日（金）17時必着
書面審査結果通知	9月10日（金）
ヒアリング審査	9月17日（金）
採択通知	9月末
開会式	10月7日（木）
集中支援開始	10月7日（木）

## 6. 応募書類の作成及び提出について

応募書類の詳細はP.9「8. 応募書類一覧」をご覧ください。

### （1）申請様式の入手方法

本プロジェクトのホームページよりダウンロードして作成ください。

<https://amdap.tokyo>

### （2）提出形式と提出方法

応募書類は、表4の通りに準備のうえ提出ください。

表 4. 提出形式と提出方法

	提出形式	提出方法
紙媒体	正1部、副2部（計3部）	郵送
電子媒体	PDFファイル <sup>※4</sup>	本プロジェクトホームページよりアップロード

電子媒体のアップロードは8月13日（金）～8月20日（金）17時までに行ってください。

※4 PDFファイル名は申請者の企業・団体名を以下の例に準じてください。

例) 申請様式\_〇〇株式会社.pdf

### （3）提出期間と提出先

期間：8月13日（金）～8月20日（金）17時（必着）

提出先：先端医療機器アクセラレーションプロジェクト事務局  
（運営受託事業者）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル18階  
日本コンベンションサービス株式会社  
先端医療機器アクセラレーションプロジェクト担当



#### (4) 応募書類の作成及び提出における注意事項

- ア 応募書類の返却は行いません。
- イ 応募に係る経費は、応募者の負担となります。
- ウ 紙媒体及び電子媒体は、同一のものを提出してください。
- エ 提出期限内に両方の提出が完了していない場合は応募を受理できません。
- オ 受付期間終了後は提出された提案書類の差し替え等はありません。
- カ 応募書類に不備がある場合、再提出・追加提出をお願いする場合があります。
- キ 配達が可能である方法（特定記録等）で郵送してください。持参による受付はできません。
- ク 後日、申請者宛に都及び関係団体が実施する事業の広報及びアンケート等を行うことがあります。

## 7. 問い合わせ先

先端医療機器アクセラレーションプロジェクト事務局  
(運営受託事業者) 日本コンベンションサービス株式会社  
TEL : 03-3500-5936 E-Mail : info@amdap.tokyo

## 8. 応募書類一覧

### 1. 紙媒体（6種類：正1部、副2部）

- ・8月13日（金）～8月20日（金）17時必着
- ・配達証明ができる方法（特定記録等）で郵送してください。持参による受付はできません。

### 2. 電子媒体（1種類）

- ・8月13日（金）～8月20日（金）17時まで
- ・様式を本プロジェクトホームページよりダウンロードし、必要事項を記載のうえアップロードしてください。

No	書類の名称	紙媒体	電子媒体	備考
1	申請様式	○	○	ホームページよりダウンロード
2	定款・寄付行為またはこれらに類するもの	○	—	最新のもの
3	税務署に提出した決算書一式の写し (付属明細を含む)	○	—	直近2営業期分
4	納税証明書 ①法人事業税 ②法人都民税 ※事業所が都外の場合本店所在地の市町村民税	○	—	最新のもの (取得場所) 都税事務所/オンライン
5	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	—	発行から3か月以内のもの
6	法人等の概要（団体の組織、沿革その他事業の概要）を記載した書類	○	—	最新のもの

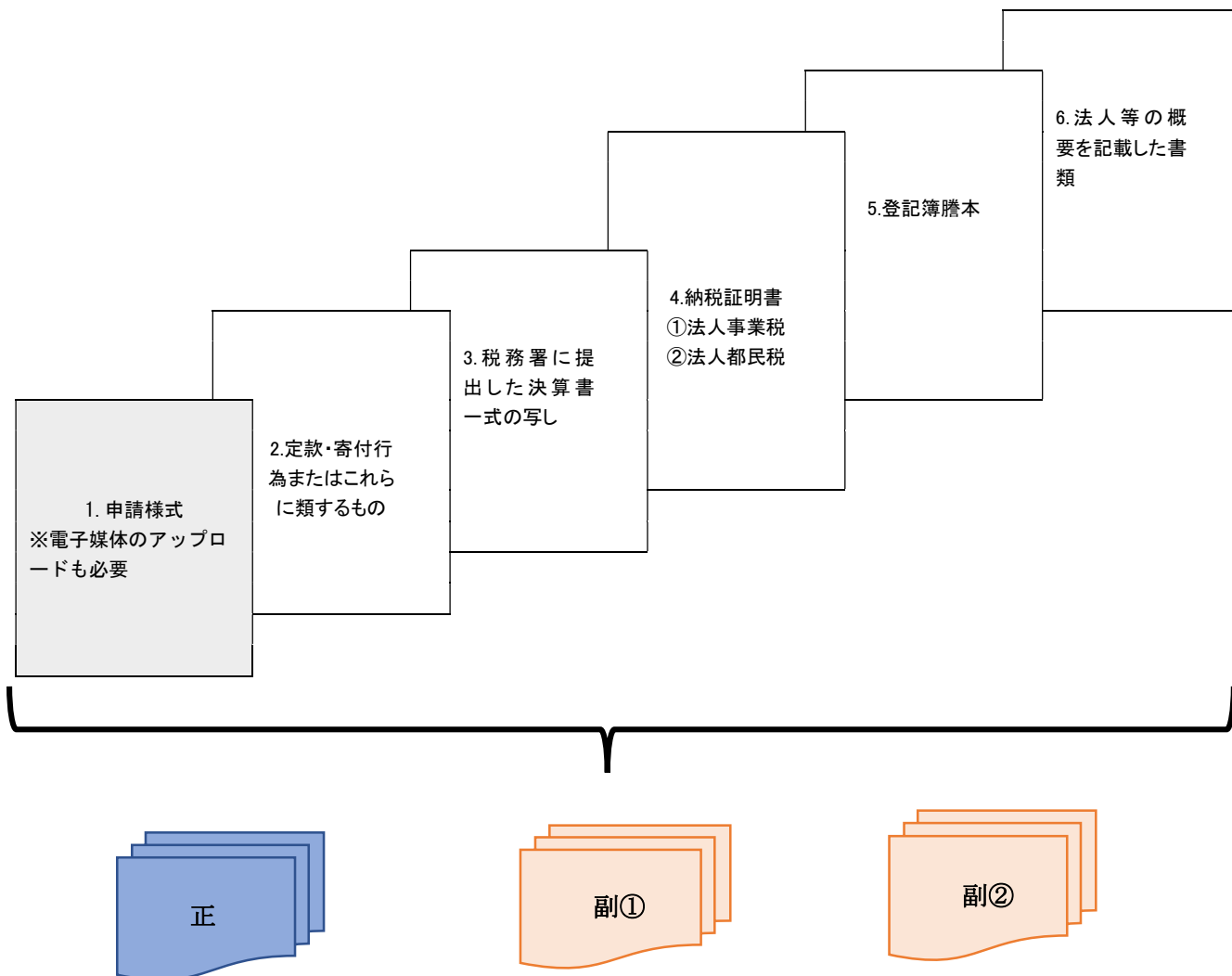
〈法人設立前（創業予定）の場合は下記をご提出ください。〉

- 1 申請様式
- 2 源泉徴収票（代表者分）
- 3 資金繰り票（3年間分 書式自由）
- 4 所得税納税証明書 その1（税務署発行）
- 5 住民税納税証明書（区市町村発行）

提出（郵送）

内容：紙媒体1～6全て

部数：正1部、副2部



## 9. 参考 過年度の採択事業者の紹介

※詳細は本プロジェクトのホームページをご覧ください。(https://amdap.tokyo)

(平成 30 年度採択事業者)

事業者名	採択テーマ
株式会社 Alivas	難治性便秘に対する新規治療医療機器の開発
BioARC 株式会社	生体吸収性高分子多糖体による革新的粘膜下注入材の開発
MatriSurge 株式会社	世界初の臓器復元機能による手術後合併症の軽減と透析患者減少をもたらす新素材

(令和元年度採択事業者)

事業者名	採択テーマ
アドリアカйм株式会社	“電氣的自律神経刺激”を用いた心筋梗塞領域縮小システム ARiS
株式会社グレースイメージング	心血管疾患に対する、乳酸測定ウェアラブルデバイスを用いた運動強度の管理システムの展開
株式会社 Lily Medtech	診断支援アルゴリズムに基づく AI バイオプシ技術を適用した集束超音波極早期乳癌治療装置の開発と販売

(令和 2 年度採択事業者)

事業者名	採択テーマ
アナウト株式会社	外科医の認識や判断を支援する手術支援 AI システムの開発
ネクスジェン株式会社	AI 画像解析技術を活用した細菌感染症の診断・治療プラットフォームの構築
株式会社 Liquid Mine	白血病の再発を早期に発見する低侵襲モニタリング検査システム

(事業者インタビュー)

本プロジェクトにおける「集中支援」について、平成 30 年度、令和元年度採択事業者のインタビューをホームページに掲載しております。ご興味ある方はご覧ください。